

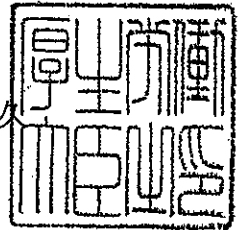
厚生労働省発基安0618第2号

平成 27 年 6 月 18 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴
会の意見を求める。

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案要綱

第二 電離放射線障害防止規則の一部改正

一 特例緊急被ばく限度の創設

1 厚生労働大臣は、緊急作業に係る事故の状況その他の事情を勘案し、緊急作業時における被ばく限度にすることが困難であると認めるときは、当該緊急作業に従事する間に受ける線量の限度の値（実効線量について二百五十ミリシーベルトを超えない範囲内に限る。以下「特例緊急被ばく限度」という。）を別に定め、又はこれを変更することができるものとする。

2 1の場合において、次のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣は、直ちに、実効線量について二百五十ミリシーベルトを特例緊急被ばく限度として定めるものとする。

(一) 原子力災害対策特別措置法第十条に規定する政令で定める事象のうち厚生労働大臣が定めるものが発生した場合

(二) 原子力災害対策特別措置法第十五条第一項各号に掲げる場合

注 (一)の厚生労働大臣が定める事象としては、原子力災害対策特別措置法施行令第四条第四項各号

に掲げる事象のうち、特に放射線量の増加、放射性物質の放出の検出又はその兆候を示す事象で、原子力緊急事態への進展が早急に見込まれ、その拡大防止のために、高放射線量環境下での作業が想定されるものを定める予定。

3 厚生労働大臣は、特例緊急被ばく限度を別に定めた場合には、当該特例緊急被ばく限度に係る緊急作業（以下「特例緊急作業」という。）に従事する放射線業務従事者（以下「特例緊急作業従事者」という。）が受けた線量、当該特例緊急作業に係る事故の収束のために必要となる作業の内容その他の事情を勘案し、できるだけ速やかにこれを廃止するものとする。

4 厚生労働大臣は、特例緊急被ばく限度を別に定めたときは、これを告示しなければならないものとする。これを変更し、又は廃止したときも同様とすること。

5 事業者は、特例緊急被ばく限度が定められたときは、特例緊急作業従事者について、緊急作業時における被ばく限度を超えて放射線を受けさせることができるものとする。この場合において、当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、当該特例緊急被ばく限度を超えないようにしなければならないものとする。

6 事業者は、特例緊急作業従事者については、原子力災害対策特別措置法第八条第三項に規定する原子力防災要員のうちから選任するものとする。

7 事業者は、特例緊急作業従事者について、当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることができるだけ少なくするように努めなければならないものとする。

二 線量の測定及びその結果の確認、記録等

1 緊急作業に従事する労働者の管理区域内において受ける内部被ばくによる線量の測定は、管理区域のうち放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者について、一月以内ごとに一回行うものとする。

2 事業者は、1の測定の結果に基づき、緊急作業に従事する労働者の実効線量の一月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計を、遅滞なく算定し、これを記録するとともに三十年間保存しなければならないものとする。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでないものとする。

三 特例緊急作業に係る特別の教育

事業者は、特例緊急作業に係る業務に放射線業務従事者を就かせるときは、当該者に対し、特例緊急作業の方法、特例緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法等に関する知識や特例緊急作業の方法等に関する実技について、特別の教育を行わなければならないものとする。

四 緊急時電離放射線健康診断

1 事業者は、緊急作業に係る業務に従事する放射線業務従事者に対し、当該業務に配置替えの後一月以内ごとに一回、定期に、及び当該業務から他の業務に配置替えの際又は当該労働者が離職する際、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、白血球数及び白血球百分率の検査、甲状腺刺激ホルモン、遊離トリヨードサイロニン及び遊離サイロキシンの検査等の項目について医師による健康診断を行わなければならないものとする。その際、事業者は、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量等を医師に示さなければならないものとする。

2 1の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、1の項目（自覚症状及び他覚症状の有無の検査を除く。）の全部又は一部を省略することができるものとする。

3 事業者は、1の健康診断について、結果の記録、医師からの意見聴取、労働者等への結果の通知、所轄労働基準監督署長への結果報告及び当該労働者の健康の保持に必要な措置を行わなければならないものとする。

五 特例緊急作業従事者等に係る記録等の提出等

1 事業者は、特例緊急作業に従事し、又は従事したことのある労働者について、当該労働者が特例緊急作業又は放射線業務に従事する期間に受けた健康診断の結果の記録を作成したときは、遅滞なく、その写しを、厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

2 事業者は、特例緊急作業に従事する労働者について、当該労働者等の線量等の必要事項を記載した線量等管理実施状況報告書を作成し、当該労働者等が緊急作業に従事する間、毎月末日に、書面等により厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

六 緊急作業実施状況報告

事業者（元方事業者に該当する者がいる場合にあつては、当該元方事業者に限る。）は、次に掲げる報告書を作成し、それぞれ次に掲げる日に、書面等により厚生労働大臣に提出しなければならないもの

とすること。

1 緊急作業に従事する労働者（元方事業者が作成する報告書にあつては、関係請負人の労働者を含む。以下同じ。）のうち当該緊急作業で受けた外部被ばくによる線量が一年間につき五十ミリシーベルトを超えるものについて、その線量の区分ごとの人数が記載された緊急作業実施状況報告書 当該労働者を当該緊急作業に従事させた日から起算して十五日を経過した日及びその後十日を経過する日ごと（当該労働者が緊急作業に従事する間に限る。）

2 緊急作業に従事する労働者について、その実効線量の区分ごとの人数が記載された緊急作業実施状況報告書 毎月（当該緊急作業に係る事故が発生した月を除く。）末日（当該労働者が緊急作業に従事する間に限る。）

七 記録等の引渡し

二の2の記録又は四の3の記録を作成し、保存する事業者は、事業を廃止しようとするときは、当該記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すものとする。

八 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 関係省令の一部改正

関係省令について所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十八年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。

